

伊 勢 市 公 報

第 277 号
平成 29 年 5 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人関係	
・ 在外選挙人名簿を編製する投票区を指定することについて	17
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	18
○ 公示送達	19

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則をここに公布する。

平成 29 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第47号

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、戸籍住民関係窓口業務等を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、環境生活部戸籍住民課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	北 川 源 吉
	伊勢市御薊町高向 2557 番地
変更後	内 田 悟
	伊勢市御薊町高向 2496 番地

伊勢市告示第 50 号

平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 城 勇
	伊勢市朝熊町 1080 番地
変更後	羽 柴 忠 生
	伊勢市朝熊町 1081 番地

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 29 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 薫

伊勢市西豊浜町 340 番地 7

変更後 藤 原 保 和

伊勢市西豊浜町 1389 番地 2

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	田 端 紀 夫
	伊勢市野村町 5549 番地 2
変更後	真 鍋 毅
	伊勢市野村町 5569 番地

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 倉 広 嗣

伊勢市楠部町 263 番地 187

変更後 岩 本 馨

伊勢市中之町 20 番地 51

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 29 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	奥 田 真 一
	伊勢市檜原町 143 番地
変更後	右 京 文 助
	伊勢市檜原町 179 番地

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 29 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
藤 川 修 一	伊勢市小木町 1903 番地 1	平成 28 年 4 月 1 日
西 田 稔	伊勢市小木町 171 番地	平成 29 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 悦 夫
	伊勢市横輪町 785 番地
変更後	中 西 利 和
	伊勢市横輪町 183 番地 1

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 29 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	野 北 道 一
	伊勢市一色町 1687 番地
変更後	河 原 武 弘
	伊勢市一色町 1390 番地

伊勢市告示第 59 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
一般社団法人 笑福会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービス くるみ
所在地 伊勢市津村町 1063 番地 3
- 3 指定の年月日
平成 29 年 5 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 堤 幸 弘

伊勢市神久 4 丁目 1 番 64 号

変更後 山 口 俊 樹

伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号

伊勢市告示第 61 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 29 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 門 正 雄

伊勢市東豊浜町 3729 番地

変更後 山 中 勝 弘

伊勢市東豊浜町 3825 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり在外選挙人名簿を編製する投票区を指定したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示します。

平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号は廃止します。

平成 29 年 5 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

在外選挙人名簿を編製する投票区 御菌第 3 投票区

伊勢市公告第 35 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 36 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度介護保険料納入通知書兼仮徴収額決定通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略